

人権擁護大会規則

(昭和四十五年六月二十日規則第二十五号)

改正 昭和四六年 九月一八日

同 五九年 三月一六日

平成一三年一月二〇日

同 一五年 五月三〇日

同 二一年 二月一九日

令和 三年 九月一六日

第一条 日本弁護士連合会は、弁護士の使用に基づき、人

権問題の調査、研究と人権思想の高揚に資するため、毎年又は隔年一回人権擁護大会（以下大会という。）を開催する。ただし、災害その他のやむを得ない事由により、隔年一回開催することが困難である場合は、この限りでない。

第二条 大会においては、当会の人権擁護に関する活動状況を報告、発表し、重要な人権問題について、宣言又は決議をする。

2 大会の行事として、研究会、討論会、シンポジウムその他を開催することができる。

- 1 -

第三条 大会の準備及び運営にあたるため、大会開催日の

五ヶ月前までに、人権擁護委員会及び会長の指定する各種委員会が指名する委員若干名並びに会長の指名する委員若干名をもつて人権擁護大会運営委員会（以下運営委員会という。）を組織する。

2 運営委員会の委員の任期は、選出委員会の任期満了までの間で大会に関する事務の完結のときまでとする。

3 運営委員会の委員長は、人権擁護委員会の委員長がこれにあたる。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の定める委員がこれにあたる。

第四条 必要があるときは、運営委員会を組織するまでの間、人権擁護大会準備委員会（以下準備委員会という。）を設置することができる。

2 準備委員会は、運営委員会の組織をまつて着手しては遅きに失するおそれのある事項について準備するものとする。

3 準備委員会の委員及び委員長は、前条に準じて選任する。

4 準備委員会は、運営委員会に事務を引継ぐものとする。

第五条 大会は、会長が招集する。

2 大会の開催日、開催地、行事及びその主題は、開催地

- 2 -

の弁護士会の意見を徴したうえ、準備委員会又は運営委員会の議を経て、理事会で決定する。

3 研究会、討論会等の行事の主題に関しては、会員は、何時でも準備委員会又は運営委員会に対し意見を述べることができる。

4 準備委員会又は運営委員会は、その議を経て、市民による大会の傍聴を認めることができる。

第六条 各種委員会、各弁護士会、各弁護士会連合会及び会員（弁護士法人である会員を除く。以下同じ。）は、大会に附すべき宣言案、決議案その他の議案を大会開催日の三ヶ月前までに、理由を附して運営委員会に提出することができる。ただし、会員は所属弁護士会を通じて提出しなければならない。この場合所属弁護士会は、意見を附することができる。

2 運営委員会は、提出された議案について関連委員会の意見を徴した上遅滞なく採否を決定し、不採用と決定した議案については、速かにその旨を理由を附して議案提出者に通知しなければならない。

3 会長は、運営委員会が採用と決定した議案を速かに理事会の議に附し、その承認を求めなければならない。

4 会長は、速かに理事会の決議の結果を運営委員会及び

- 3 -

議案提出者に通知しなければならない。理事会が承認しない議案についての通知には、その理由を附さなければならない。

第七条 会長は、前二条により理事会が決定及び承認した事項その他大会の開催、運営について必要な事項を、機関誌に告示する他、適当な方法によつて会員に周知させるものとする。

第八条 大会の議長は、運営委員会の委員長がこれにあたり、議長は副議長二名を指名する。

2 議長は、議事に入るに当り、会員中から議事録署名者三名を指名する。

第九条 大会における各種報告、発表は、あらかじめ運営委員会で決定した順序及び方法によつて行う。

第十条 大会に附する議案は、会長がその案を具え、理由を附した文書を以て議長に提出しなければならない。

第十一条 会員は、前条の議案と関連する事項又は大会に関する最終運営委員会後の緊急事項に限り、議場において議案を発議することができる。この議案は、文書をもつて議長に提出しなければならない。

2 前項の議案については、出席会員（委任状による出席を含まない。以下同じ。）五十人以上の賛成者がなければ

- 4 -

ば議題とすることができない。

3 前項の議題に関しては、先ずその関連性又は緊急性につき審議決定した後、議案の審議に入るものとする。

第十二条 大会の議事は、前二条の各議案の順序に従つて議題とする。ただし、議長は、議場に諮り、この順序を変更することができる。

2 大会の議決は、出席会員の過半数による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十三条 会員は、大会で発言する場合には、自己の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。）のほか所属弁護士会を明らかにしなければならない。

第十四条 大会の議事については、本規則に定めたほか、議事規程（会規第九号）第十一条乃至第二十一条の規定を準用する。

附 則

この規則は、昭和四十五年六月二十日から施行する。

附 則（昭和四十六年九月一八日改正 第七条の二追

加）

この規則は、昭和四十六年九月十八日から施行する。

附 則（昭和五十九年三月一六日改正）

第一条乃至第九条、第十一条第一項、第三項及び第十二条第一項の改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年一月二〇日規則第七九号

弁護士法人創設に係る弁護士法改正に伴う規則等整備に関する規則 第六条第一項改正）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年五月三〇日改正）

第五条第四項の改正規定は、平成十五年五月三十日から施行する。

附 則（平成二一年二月一九日規則第一四〇号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則 第一三条改正）抄

1 この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二一年一月一七日理事会決議で平成二二年一月一日から施行）

附 則（令和三年九月一六日改正）

第一条及び第四条第一項の改正規定は、令和三年九月十

六日から施行する。